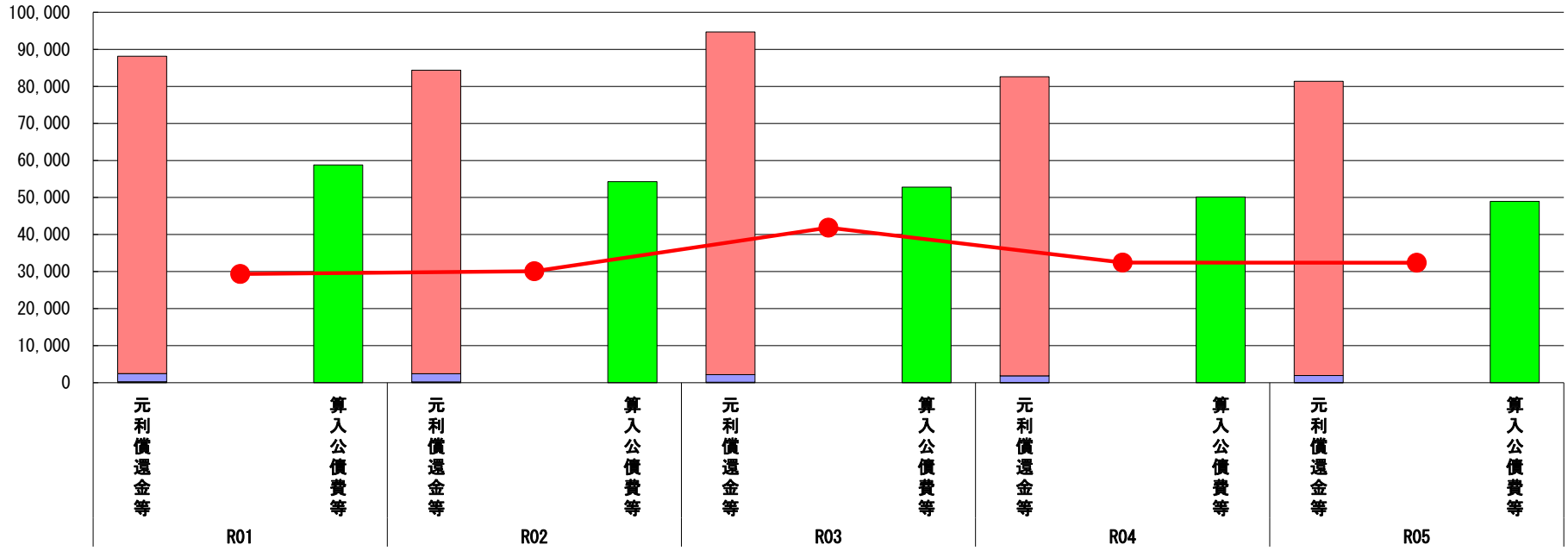


(9) 実質公債費比率（分子）の構造（都道府県）

令和5年度

愛媛県

(百万円)



(百万円)

分子の構造		年度	R01	R02	R03	R04	R05
元利償還金等 (A)	元利償還金		85,681	81,951	92,484	80,744	79,440
	減債基金積立不足算定額※		-	-	-	-	-
	満期一括償還地方債に係る年度割相当額		-	-	-	-	-
	公営企業債の元利償還金に対する繰入金		2,195	2,202	2,058	1,797	1,879
	組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等		-	-	-	-	-
	債務負担行為に基づく支出額		253	213	143	69	50
算入公債費等 (B)	一時借入金の利子		-	-	-	-	-
	算入公債費等		58,779	54,265	52,825	50,162	48,963
(A) - (B)	実質公債費比率の分子		29,350	30,101	41,860	32,448	32,406

分析欄

過去の景気対策等に伴い発行した臨時財政対策債を除く地方債の元利償還がピークを越えたことや、長期金利が低水準で推移し、低利の地方債の割合が上がっていることから、元利償還金は減少傾向にある。ただし、令和3年度は、将来負担軽減のための借換債の借入中止に伴い、元利償還金が増加した。
今後も、交付税措置のある地方債の優先活用や公債費の平準化により、公債費負担の軽減に努める。

※ 減債基金積立不足算定額=(C) × (1 - (D)/(E))

(参考)

(百万円)

減債基金積立状況等 (注)		年度	R01	R02	R03	R04	R05
減債基金積立状況等 (注)	満期一括償還地方債に係る実質償還額又は理論償還額のいずれか少ない額 (C)						
	前年度末減債基金残高 (D)						
	前年度末減債基金積立相当額 (E)						

分析欄

満期一括償還地方債は利用していない。

(注) 減債基金のうち、実質公債費比率の算定に用いる満期一括償還地方債の償還の財源に係るもののみを記入。減債基金積立金の年度を超えた一般会計又は特別会計への貸付額は控除して記入。